

○総務省令第五十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十四条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十六日

総務大臣 松本 剛明

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)</p> <p>第二十七条 法第三十四条第一項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第三十八条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)</p> <p>第三十五条 法第三十六条第一項の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>四 デジタル社会形成基本法第三十八条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)</p> <p>第二十七条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第三十七条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)</p> <p>第三十五条 「同上」</p> <p>〔一〜三 同上〕</p> <p>四 デジタル社会形成基本法第三十七条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。